



文京 共創フィールド プロジェクト

BUNKYO CO-CREATION FIELD PROJECT
(行政連携サポート)

令和4年 **10/3** [月]より募集開始

文京共創フィールドプロジェクト



▲事前相談はこちら



▲申請はこちら

問い合わせ先
文京区企画政策部企画課

E-MAIL. b-tas@city.bunkyo.lg.jp
TEL. 03-5803-1126
土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで



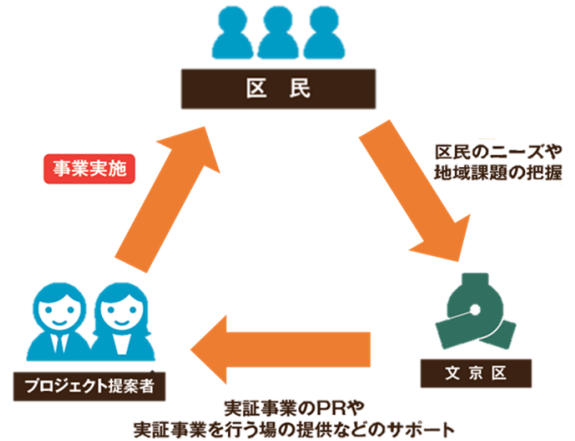
文京区
BUNKYO CITY



1 事業目的

文京区をフィールドとし、**地域課題や社会的課題の解決を目的**としたスタートアップ企業や大学等が実施する**先進的・画期的な技術等を活用した実証事業等**に対し、各種支援を行う事業です。

採択した事業に対しては、区の関係部署とのマッチング、実証事業等に伴う区有施設の提供及び区の広報物を活用した事業の周知等の支援を行います。



● 区の関心の高いトピック

	テーマ・トピック等	区から提供できるサポート内容
1	防災備蓄用非常食の活用や管理の仕組みの構築	アルファ米、クラッカー、缶詰、飲料水等の非常食の提供 等
2	商店街の活性化につながる仕組みの検討	フィールドとなる商店街等の紹介
3	商店がSDGsや地域貢献に着手するための支援	区内商店の紹介
4	伝統工芸品の魅力発信、販売機会の提供	伝統工芸士の紹介
5	中小企業の人材確保のための企業PR	区内中小企業の紹介
6	区内の多様な起業家の育成及び創業者の増加	区の創業支援事業、創業機運醸成事業との連携
7	子どもの金銭教育	貸室等の提供、対象児童への周知
8	消費トラブルを未然に防ぐための事例やノウハウ等の情報の普及啓発	消費トラブル事例やノウハウ情報の提供
9	公共施設の総合案内における無人案内サービス	実証事業の場の提供
10	AIを活用した健康寿命の延伸につながる仕組みの構築	フレイル予防・介護予防に関する統計データの提供
11	高齢者の地域での孤立化防止を図るため、Iot機器を活用した高齢者の孤立化防止につながる仕組みの構築	地域での孤立化防止に関する事業についての統計データの提供
12	介護ロボットやICT機器の活用	実証事業の実施が可能な介護サービス施設の募集や仲介
13	アクセシブル・ツーリズムの推進に資するサービス	実証事業の場の提供、区内観光施設とのマッチング
14	ドローンを活用した観光プロモーション	実証事業の場の提供、区内観光施設、区内大学等との連携
15	既存住宅へのPPA活用等省エネ導入の推進	「わが家の省エネチャレンジ事業」参加者（概ね100世帯）に対して、モニター等の募集案内への協力
16	地域と共生した良質な喫煙空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> 良質な喫煙空間の提供サービスの検討のための情報提供や商店街や町会等の紹介 食後に喫煙できる場所の案内を区内飲食店等に依頼

2 応募できる企業等

次の要件をすべて満たす企業等とします（個人は対象としていません。）

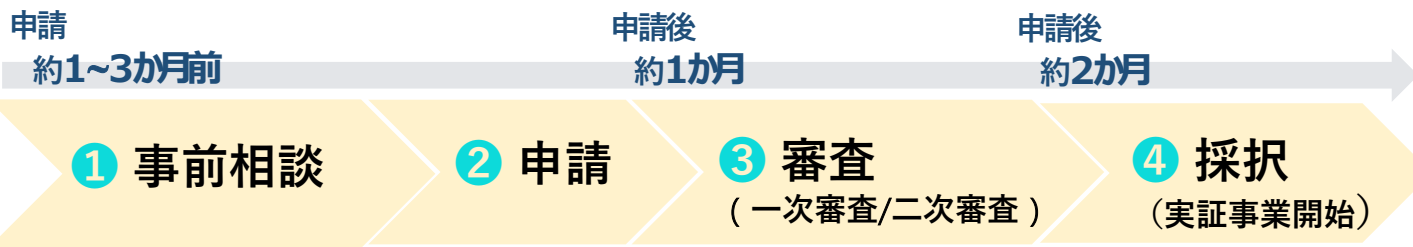
- 1 法人格を有していること。
- 2 企業等の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
- 3 会計処理を適切に処理していること。
- 4 政治、宗教、選挙活動を目的とする企業等ではないこと。
- 5 文京区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者でないこと。
- 6 過去に区又は他の行政機関から助成等を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- 7 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 対象となる事業

次の要件をすべて満たす実証事業等とします。

- 1 文京区内で実施し、地域課題や社会的課題の解決を図る内容であること。
- 2 先進的・画期的な技術に基づく実証事業等であること。
- 3 特定の個人又は法人その他の企業等の利益を図ることを目的とする事業でないこと。
- 4 政治、宗教、選挙活動を目的とする事業ではないこと。
- 5 調査又は研究のみを目的とする事業ではないこと。
- 6 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。
- 7 反社会的勢力またはそれに関わる者との関与がないこと。
- 8 民事再生法又は会社更生法による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

4 申請から採択までの流れ



※ 期間は目安です。前後する場合がありますので、ご注意ください。

1 事前相談

実証内容や区へ希望するサポート内容について、**申請前の事前相談を必須とします。**

下記WEBフォームより、必要事項を入力の上、お申し込み下さい。

<https://logoform.jp/form/6KSu/154080>



【事前相談フォーム】

2 申請

下記WEBフォームより、必要事項を入力の上申請ください。

<https://logoform.jp/form/6KSu/155750>



【申請フォーム】

【主な申請必要内容】

実証事業概要 : 実証事業の目的・内容やスケジュール、実証事業の成果が地域課題の解決にどのようにつながるか、記載してください（資料添付での説明も可）。

区に期待する支援内容 : 実証事業の実施にあたり、文京区に求める支援内容を具体的に記載してください。

【必要書類】

申請書兼同意書（指定様式）※ / 法人登記簿謄本の写し / 前年の納税証明書 / 定款の写し

※ 申請書兼同意書（指定様式）は区ホームページよりダウンロード可能です。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/torikumi/b-tas/b-tas-gyouseirenkei.html>

3 審査

【一次審査（書面による審査）】

「社会的貢献度」「新規性・創造性」「成長性」「実現可能性」を踏まえ、選定いたします。

【二次審査（面談による審査）】

応募いただいた内容をもとに審査会にて、プレゼンテーションを行っていただきます。その内容及び質疑応答を踏まえ、採択企業を選定します。

4 採択

採択された企業は、準備が整い次第、実証事業を開始いただけます。

5 留意事項

① 実績報告等について

事業完了後、速やかに区へ実績報告書を提出いただきます。また、やむを得ず、事業の変更・中止しようとする場合は速やかに区へ事前に連絡をお願いいたします。

② 区の調査等について

区は、必要に応じて、実証事業の実施に係る状況報告等を求め、必要な措置を求める場合があります。

③ 個人情報について

個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、適正を期してください。

④ 申請内容の取扱いについて

提出いただいた申請内容は個人情報を除き、公表する場合がありますのでご注意ください。また、申請書類の作成及び提出等、応募に係る経費は申請者の負担となります。